

北 本 市 教 育 委 員 会
令 和 3 年 2 月 定 例 会 会 議 録

1 日 時	令和3年2月18日(木) 午後2時から3時24分まで		
2 場 所	北本市役所 会議室3-F		
3 教育長の氏名	清水 隆		
4 出席した委員の氏名	一	教育長職務代理者 大保木道子	二 委員 金井 裕
	三	委員 安田美詠子	四
	五	委員 加藤潤一	
5 欠席した委員の氏名	久保田篤正		
6 説明のため出席した職員	大竹教育部長、櫻井教育総務課長、坂口学校教育課長、山下学校教育課副課長、柳井生涯学習課長、吉見文化財保護課長		
議案及び報告件名	議 事 の 大 要		
1 開会の宣言	清水教育長： 令和3年北本市教育委員会2月定例会を開会する。 なお、会議開催に際して、久保田委員より、会議欠席の届出を受けているので報告する。		
2 会議録の承認について	清水教育長： 令和3年北本市教育委員会1月定例会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。 — 各委員、特に意見なし — 清水教育長： 会議録は、承認する。		
3 会議録署名委員の指名について	清水教育長： 本日の会議録の署名委員については、1番の大保木委員にお願いする。		
4 議事の取扱いの発議	清水教育長： 本日の案件は、報告事項が2件、議案が5件の計7件である。 なお、本日の教委議案第5号、第8号及び第9号についてはそれぞれ議会に関する案件、人事に関する案件、個人情報扱う案件人事及び個人情報に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開審議とすることとしてよいかお諮りする。 — 全員、異議なしの声 — 清水教育長： それでは、教委議案第5号、第8号及び第9号については、「非公開」で審議することに決する。		
5 報告事項	清水教育長： 報告事項の議事に入る。大竹教育部長より、報告事項についてお願いする。		

<p>(1) 教委報告第5号「教育長の決裁処分」</p>	<p>大竹教育部長： 本日の報告事項は、教委報告第5号から第6号までの計2件である。教委報告第5号「教育長の決裁処分」から、担当課より報告する。</p> <p>清水教育長： はじめに、教委報告第5号の1番「MYポエム（青春の詩）コンクール」及び2番「キッズ☆タウン in こうのす」について、生涯学習課より、一括して説明をお願いする。</p> <p>柳井生涯学習課長： （教委報告第5号の1番及び2番の説明）</p> <p>清水教育長： 教委報告第5号の1番から順に、質疑はあるか。</p> <p>大保木委員： MYポエムコンクールについて、学校の授業などで当該コンクールに参加予定はあるのか。</p> <p>柳井生涯学習課長： 現在のところ予定していない。</p> <p style="text-align: center;">— 他に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委報告第5号の1番及び2番については、了承する。</p>
<p>(2) 教委報告第6号「新型コロナウイルス感染予防対策に起因する損失に対する指定管理者への補償について」</p>	<p>清水教育長： 続いて、教委報告第6号「新型コロナウイルス感染予防対策に起因する損失に対する指定管理者への補償について」、生涯学習課より、説明をお願いする。</p> <p>柳井生涯学習課長： （教委報告第6号の説明）</p> <p>清水教育長： 教委報告第6号について、質疑はあるか。</p> <p>大保木委員： 緊急事態宣言により、営業できなかった日数分の補償をするという解釈でいいのか。</p> <p>柳井生涯学習課長： 令和2年5月までの緊急事態宣言で営業できなかった分と、6月から9月までにおいて、営業の制限を受けていなければ本来見込めたであろう収入分。それから、様々な事業が開催できなかったために本来見込めたであろう収入を加え、利益が出ないように相当分を差引き、プラスマイナスゼロとなるよう補償分を算出したものである。</p> <p>加藤委員： 基本協定書は一般に公開されているのか。</p> <p>柳井生涯学習課長： ホームページ等では公開されていないので、情報公開請求をしていただく必要がある。</p>

	<p>— 他に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委報告第6号については、了承とする。</p>
6 議案審議	<p>清水教育長： 議案審議に入る。</p>
(3) 教委議案第6号「北本市立小・中学校管理規則の一部改正について」	<p>清水教育長： それでは、教委議案第6号「北本市立小・中学校管理規則の一部改正について」、学校教育課より、説明をお願いします。</p> <p>坂口学校教育課長： (教委議案第6号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委議案第6号について、質疑はあるか。</p> <p>加藤委員： 将来的に事務センターのようなものを設置し、市内各校の業務を一手に引き受けることを想定しての規則の一部改正か。</p> <p>坂口学校教育課長： 現在各校に県費にて事務職員が配置されており、そういった職員を一括して配置する事務センターのようなものを想定したものではない。ただし、相互点検を行うなど効果のある取組であると考えている。</p>
	<p>— 特に意見なし —</p>
(4) 教委議案第7号「北本市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について」	<p>清水教育長： 教委議案第6号については、可決する。</p> <p>清水教育長： 続いて、教委議案第7号「北本市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について」、学校教育課より、説明をお願いします。</p> <p>坂口学校教育課長： (教委議案第7号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委議案第7号について、質疑はあるか。</p> <p>加藤委員： 本件については、私としては同意しかねる所がある。小学校と中学校で学校運営協議会を一緒にする理由を見出せないからである。石戸小学校と西中学校はそれぞれで学校運営協議会を行うべきと考える。個人的には時期尚早なのではないかと考えるからである。</p> <p>坂口学校教育課長： これまで、石戸小と西中学校は連携した取組を様々実施してきた。その実績を踏まえ一緒に行うこととなった。また、両校は学区も重なるため、協議会の委員についても重なることから一緒に行っても良いという意見を踏まえ、今回中学校区で1つの運営協議会としたものである。</p>

大保木委員： 石戸小学校と西中学校においては、どちらが主導することになるのか。

坂口学校教育課長： 現在、年5回ほど開催を予定している。開催場所は交互とするが、どちらか一方が主導するものではない。

加藤委員： 個人的な意見だが、例えば義務教育学校といった明確な方向性があるならよい取組と感ずるが、現状、市内他校はそれぞれの学校毎であるのに、西中学校区のみでおこなう明確な理由は見出しにくいと感ずる。

大保木委員： 栄小学校が閉校となることで、石戸小学校との結びつきも強くなるため良いのではないかと。

加藤委員： 個人的には、小学校と中学校のそれぞれの運営協議会は違うのではないかと考えるので、一緒にする必要性は薄いのではないかと考える。

坂口学校教育課長： 西中学校区は9年間の小中一貫教育を推進していることから、学校運営協議会も一つとしたいと考える。今年度は、中学校区で一つの学校運営協議会を見据えて北本中学校区の、西小、南小、北本中と市内で先行して学校運営協議会を設置した。そのような、取り組みをさらに深めるために西中学校区において行うものである。

加藤委員： 今後は、今以上の発展に向け運営協議会を活用していただき、更に魅力が増すように運営していただきたい。

— 他に意見なし —

7 非公開審議

清水教育長： 教委議案第7号については、可決する。

(5) 教委議案第5号「令和3年度予算案に関する意見の聴取について」

清水教育長： 非公開審議に入る。議案に関係のない職員の退席を求める。

清水教育長： それでは、教委議案第5号「令和3年度予算案に関する意見の聴取について」、大竹教育部長より、説明をお願いする。

大竹教育部長： (教委議案第5号の説明)

清水教育長： 教委議案第5号について、質疑はあるか。

安田委員： 確認させていただきたい。資料には保健体育費とあるが、主

	<p>に内訳はどのようなものか。</p> <p>柳井生涯学習課長： 主に、スポーツ振興経費、オリンピック・パラリンピック費用、そして、体育センターの維持管理経費等である。</p> <p>安田委員： 令和2年度より減っているようだが、主な要因は。</p> <p>柳井生涯学習課長： 主因は体育センターの施設維持管理費である。パラリンピック、車いすバスケのキャンプの練習会場として予定されていたが、車いすバスケをすると大変に床が傷つくため、パラリンピックのキャンプ後に、床修繕を予定していた。しかし、オリンピック及びパラリンピックが延期されたため、今後に予定されている天井工事と合わせて行うことになり、当初は床修繕を予定していたが最終的に行わなかったため、その分が減となっている。</p> <p>大保木委員： タブレット機の購入については本年度で終わったのか。</p> <p>櫻井教育総務課長： タブレット機の購入及び納入については、本年度予算で終わりとなる。次年度以降はICTの支援員など、運用を行っていくことが中心となる予定である。</p> <p style="text-align: center;">— 他に意見なし —</p>
(6) 教委議案第8号「教職員(管理職)の人事内申について」	<p>清水教育長： 教委議案第5号については、可決する。</p> <p>清水教育長： 続いて、教委議案第8号「教職員(管理職)の人事内申について」、学校教育課より、説明をお願いします。</p> <p>坂口学校教育課長： (教委議案第8号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委議案第8号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p>
(7) 教委議案第9号「いじめ重大事態に関する調査報告書について」	<p>清水教育長： 教委議案第8号については、可決する。</p> <p>清水教育長： 続いて、教委議案第9号「いじめ重大事態に関する調査報告書について」、学校教育課より、説明をお願いします。</p> <p>坂口学校教育課長： (教委議案第9号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委議案第9号について、質疑はあるか。</p>

大保木委員： この担任は何歳ぐらいなのか。

坂口学校教育課長： 35歳である。

大保木委員： 転入生は最大限気を使わなければならないと経験上考える。こういったことが本市の小学校で起きたことには失望している。当時の担任等は、何も手を打たなかったのではあるのか。2度とこういう子が出ないようにしてもらいたい。

坂口学校教育課長： 確かに、転入生は最大限の配慮が必要と考える。その中で、このようなことが起こったことは反省するところであると考ええる。

金井委員： 報告書の中では、本件とは別に当該児童の学校でのけがの対応にも触れられているが、どういった内容か。

坂口学校教育課長： 当該、児童が校内でけがをした際に学校側の対応に保護者が納得いただけなかったことがあった。

大保木委員： けがはいじめとは関連していないのか。

坂口学校教育課長： いじめが起こる前に、休み時間に校内で遊んでいて起きたものである。

金井委員： 報告書内において、特段、教育委員及び教育委員会の責任等についての記述は見当たらなかった。学期毎の報告は受けており、30日以上長期欠席の報告も聞いてはいるが、30日に満たなくても、その原因がいじめであればもっと早く対処もできたと考える。我々も少なからず反省すべき点があったのではないか。

大保木委員： 教員はクラスの空気の乱れを意識し、それに対し規律を求めていただきたい。また、いじめ許さないという意識を普段から教員は強く持っていただきたい。教員における普段の規律を持つ良いきっかけではないかと考える。

安田委員： 先ほどのけがについてだが、大きなけがだったのか。

坂口学校教育課長： 強烈にはないが、頭を打ったため保護者に連絡し様子を見たものである。

安田委員： 病院に連れて行く基準はあるのか。

<p>7 閉会の宣言</p>	<p>坂口学校教育課長： 首からのけがの場合、症状が出ているなら緊急搬送となる。</p> <p>金井委員： 保護者に連絡した際に、保護者側から病院に連れて行ってほしいなど指示はなかったのか。</p> <p>坂口学校教育課長： おそらく、やり取りの中でそうなったものと思われる。</p> <p>加藤委員： 教員に対するフォローアップ体制が弱いのではないか。改善されるような仕組みがあってもよいと感じた。</p> <p>坂口学校教育課長： 報告書内にもその点については触れられている。担当が抱え込むことがないようにしていきたい。</p> <p style="text-align: center;">— 他に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委議案第9号については、可決する。</p> <p>清水教育長： 以上をもって、北本市教育委員会2月定例会を閉会する。</p>
	<p>北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。</p> <p style="text-align: center;">令和3年3月18日</p> <p style="text-align: center;">教育長 <u>清水 隆</u></p> <p style="text-align: center;">署名委員 <u>大保木道子</u></p> <p style="text-align: center;">書記 <u>栗原弘行</u></p>

